



オンライン講座

## 暴力から避難するとき - ハーグ条約とは? -

ハーグ条約が日本で発効してから 2020 年 4 月 1 日で 6 年を迎えました。

条約の基本的な考え方は親権や監護権など子どもに関することは、子どもが生活していた国の裁判所で決めるべき、というものです。DV 被害者の女性が子どもを連れて移動し国境を越えた場合、この条約に基づく手続きにより子どもが元の居住国へもどされる恐れがあります。しかし、条約の存在を知らながら、それでも子どもを連れて日本に帰ってきた親には、そうするだけの理由があります。

この講座では、実際に DV や虐待を理由に避難したケースに関わった講師からお話を伺い、DV 被害者の抱える課題を理解し、支援者として留意すべきことは何かを考えます。

### 2020 年 11 月 7 日 (土) 13:30~15:30

講師：石田 真美 さん (弁護士・神戸合同法律事務所)

◇対象 このテーマに関心のある方

◇参加費 無料

◇定員 25 名 (要申込・先着順)

\*申込締切 10 月 25 日 (日)

13:30~13:40	挨拶・開催趣旨説明
13:40~14:10	講義 1 : ハーグ条約の概要
14:10~14:20	休憩
14:20~14:50	講義 2 : 最近の傾向
14:50~15:00	休憩
15:00~15:20	質疑応答

◇開催方法 Zoom を用いたのオンライン講座です。

お申込み受付後、Zoom の参加リンクをお知らせいたします。

※講義中は、基本的に音声はミュート、ビデオカメラはオンでの受講をお願いします。

※Zoom の事前テストを希望される方は、申込みの際にお申し出ください。

◇申込方法 ①お名前 ②電話番号 ③所属等 ④Zoom の事前テスト希望の有無 をご記入の上、

[hyviskouza@yahoo.co.jp](mailto:hyviskouza@yahoo.co.jp) までお申込みください。

右の QR コードからもお申込みいただけます。

お問い合わせ

ひょうご DV 被害者支援連絡会 事務局  
特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング神戸  
電話 078-360-6211



ひょうご DV 被害者支援連絡会 (HYVIS) は、

兵庫県内のすべての女性と子どもが、安心してすこやかに暮らせる環境作りに貢献することを目的に、DV 被害者支援活動を行っている民間の相談機関と個人が集まり、2003 年 5 月から活動しています。DV 被害当事者の立場に立ったよりよい支援のために、情報交換や学習会などを行っています。

<構成団体> NPO 法人アジア女性自立プロジェクト、NPO 法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ、NGO 神戸外国人救援ネット、NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご、NPO 法人フェミニストカウンセリング神戸(事務局)